



平成 30 年 7 月 31 日

各 位

会 社 名 キリンホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 磯崎 功典
(コード番号 2503)
本社所在地 東京都中野区中野四丁目 10 番 2 号
問 合 せ 先 グループ コーポ レートコミュニケーション
担当ディレクター 藤原 哲也
(03-6837-7015)

当社子会社の商号変更に関するお知らせ

キリンホールディングス株式会社（代表取締役社長 磯崎 功典）の医薬・バイオケミカル事業を担う協和発酵キリン株式会社（代表取締役社長 宮本 昌志、以下「協和発酵キリン」）は、本日開催の同社取締役会において、下記のとおり、商号及び定款の一部変更について 2019 年 3 月開催予定の第 96 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせします。

記

1. 子会社商号の変更について

(1) 変更の理由

協和発酵キリンは、グローバル・スペシャリティファーマに向けた取り組みが順調に進展し、グローバル戦略品の開発・上市とともに、海外での事業展開を加速させている。

同社傘下の欧米の医薬関係会社のほとんどは、既に Kyowa Kirin に商号を変更しており、協和発酵キリンが商号を変更することで、グループ運営のさらなる一体感の醸成及び世界における Kyowa Kirin ブランドの浸透を推進し、グローバル・スペシャリティファーマ達成を加速させる。

(2) 新商号（英文表記）

協和キリン株式会社 (Kyowa Kirin Co., Ltd.)

(3) 変更予定日

2019 年 7 月 1 日

なお、現在商号に「協和発酵キリン」を使用しているアジアを中心とした海外の医薬関係会社も、準備が整い次第、「協和キリン (Kyowa Kirin)」に商号を統一していく予定である。

2. 子会社定款の一部変更について

(1) 変更の理由

「1. 子会社商号の変更について (1) 変更の理由」に記載のとおり、現行定款第1条の変更を行う。なお、この定款の変更の効力は、2019年7月1日に生ずるものとする。

(2) 変更の理由

変更箇所は、現行定款と変更後の定款案とを対照すると、次のとおりとなる。下線部が変更箇所である。

現行定款	変更後の定款案
第1条 (商号) 当社は、 <u>協和発酵キリン株式会社</u> と称し、 英文では <u>K y o w a H a k k o K i r</u> <u>i n C o . , L t d .</u> と表示する。	第1条 (商号) 当社は、 <u>協和キリン株式会社</u> と称し、 英文では <u>K y o w a K i r i n</u> <u>C o . , L t d .</u> と表示する。

3. 当該子会社の概要

(1) 名 称	協和発酵キリン株式会社
(2) 所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目6番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 宮本 昌志
(4) 事 業 内 容	医療用医薬品の製造・販売を核として、バイオケミカル事業などを協和発酵キリングループとして展開
(5) 資 本 金	26,745百万円 (2017年12月31日現在)

以 上